

ハイヤー・タクシー業における建築物、構築物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	15～16	歯科治療院へ利用者（障害者）を院内まで搬送する業務中に、降車する際の位置がいつもの位置より狭い位置での活動をしなけりばならなかつた状況であつた為、若干高い位置から降りた時に体のバランスを崩し、横転した。体を支える時に右手を地面に強打し、手首を骨折した。	70～499	300
1	8～9	車両を停車させコンビニに買い物に行くため下車し歩行中、歩道との段差につまずき転倒し、左膝蓋骨を骨折した。	66～99	50
3	16～17	営業所敷地内駐車をにて乗務終了後、タクシーから自分の私物を自家用車に乗せ換へする為、荷物を両手に持つて駐車している自家用車に向かつているとき、駐車場の端にある約10cm幅位の側溝に足を踏み外して転倒した。その時に道路と駐車場との境に設置してある鉄柱の防御柵で右肩部を打撲、骨折した。	58～299	100
3	21～22	被災労働者がロータリー（タクシー待機場所）で客待ちをしていた際、用を足すため駅のトイレに向かつていた時、バス停の歩道の段差に左足を捕られ、左足アキレス腱断裂の負傷をした。	56	1～9
4	7～8	敷地内駐車をを歩行中、段差で左足を捻り、左足中足骨を骨折した。	60	100～299
4	12～13	運行管理者に出庫点呼を受け、乗務日報等が入つた袋を両手に持ち、車庫に出る時に車務所入口のアプローチを踏み外し、右肩より前方の車庫に倒れ負傷した。	47	100～299

5	1~2	仕事終了時、車庫前で車の洗車中、道路の凹凸に足を取られ右足首をひねり、甲を骨折した。	64	10 ~ 29
6	9~ 10	出庫点検の後、立体駐車場に停めてある自家用車に荷物を取りに行き、スロープよりタクシー車両へ移動した際、濡れたスロープで足を滑らせ、右足で転倒を食い止めた為、過度の力が加わり、右足首のくるぶしを骨折したものである。	59	100 ~ 299
6	16~ 17	出勤で事務所に入る為、車を降りて車庫の中を歩いていた際、車止めがあるのに気付かず、躓き転倒し、肋骨を2本折ってしまった。	62	10 ~ 29
7	7~8	被災当日、業務を終え営業所に帰社し退社しようと事務所のドアを開け自家用車に向かおうとした際、出入口の石段に誤って躓き転倒してしまった。その時膝を強く打てしまい負傷した。その日は痛みがあったものの夜間だったため自宅へ帰り、翌日も痛みがあった。	71	100 ~ 299
7	19~ 20	タクシー車両を出庫の際、止めてあった場所の段差に気が付かず、左足首を強く捻じった。	66	30 ~ 49
11	11~ 12	ハイヤー営業中、駅前の公衆トイレに行くために路上に車両を停車させ、徒歩にて向かいガードレールを跨いだ際に足が引っ掛かり、尻もちをついたと同時に左手をついたため手首を負傷したものである。	65	500 ~ 999
12	6~7	業務終了時、会社内の浴室にて入浴中、足を滑らせ、タイル床に転倒し、負傷したものである。	68	100 ~ 299
12	14~15	荷物を運ぶ途中に、浄化槽のマンホールの蓋を踏んだときに、蓋がずれて浄化槽に落ち、右足の太ももを骨折した。	60	30 ~ 49

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)